火災に遭われた方へのご案内



被災された皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

この冊子は、被災後の生活再建の一助となるよう、各種手続きに関してまとめた資料です。

参考としてお役立てください。

阿南市

令和８年１０月

目 次

＜これからの手続のために＞

1　り災証明書の申請・発行【阿南市消防署】…… 1

＜火災後に受けられるサービス＞

2　災害見舞金・災害弔慰金の給付【地域共生推進課】…… 2

3　生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金）【阿南市社会福祉協議会】…… 3

4　生活福祉資金貸付制度（福祉資金）【阿南市社会福祉協議会】…… 4

5　共同募金緊急配分金制度【徳島県共同募金会阿南市支部】…… 5

6　就学援助の申請【阿南市教育委員会 学校教育課】…… 6

7　住居に困ったときのご相談【住宅課】…… 7

＜料金の減免や証明類の再発行＞

8　火災によるごみの処理手数料の減免【エコパーク阿南・環境啓発センター】…… 8

9　市民税・県民税・森林環境税の減免【税務課】…… 9

10　固定資産税の減免【税務課】…… 10

11　国民健康保険税の減免【税務課】…… 11

12　国民健康保険資格確認書・国民健康保険資格情報のお知らせ
特定疾病療養受療証限度額適用・標準負担額減額認定証などの再発行一部負担金減免【保険年金課】…… 12

13　国民年金保険料の免除（特例申請）【保険年金課】…… 13

14　後期高齢者医療制度の資格確認書の再発行
後期高齢者医療保険料の減免・猶予、一部負担金の減免　【保険年金課】…… 14

15　介護保険料・利用者負担額の減免【介護保険課】…… 15

16　障害者手当特例措置【地域共生推課】…… 16

17　母子父子寡婦福祉資金貸付【こども支援課】…… 17

18　児童扶養手当特例措置【こども支援課】…… 18

19　マイナンバーカードの再交付【市民生活課】…… 19

20　印鑑登録（焼失・紛失時における印鑑の再登録）【市民生活課】…… 20

21　子ども医療費受給証の再発行【保険年金課】…… 21

22　国民年金保険料の納付書
　　年金証書や基礎年金番号通知書などの再交付【保険年金課】…… 22

23　災害等により年金関係の郵便物が届かないときなどのご相談【保険年金課】…… 23

24　市立図書館の貸出資料弁償免除【那賀川図書館】…… 24

＜これからの生活のために＞

25　様々な相談【市民生活課】…… 25

26　その他の連絡先 …… 26・27

１　り災証明書の申請・発行

お問い合わせ先　　阿南市消防署　２階事務所

電話　0884-22-3847

り災証明書は、火災で被害に遭われた方に対して、被害にあったことを証明するものです。各種手続きをする際に必要となる場合があります。

税務課が地震や台風等の自然災害による家屋等の被害の程度を証明する際に発行する「罹災証明書」とは違うものです。

１　申請場所

阿南市消防署：阿南市辰己町１番地３３

※ 申請される場合は、事前に上記消防署までお問い合わせください。

２　申請できる方

(1) 被災されたご本人

(2) ご本人以外の方

※ ご本人以外の申請の場合には、委任状（要押印）又はパートナーシップ宣誓書受領証が必要となります。

３　必要書類等

(1) 申請者の身分証明書（運転免許証等）

(2) 火災で身分証明書が焼失した場合は、事前にご相談ください。

(3) 手数料：１部３５０円

※ 手数料減免が適用される場合がありますので、事前にお問い合わせください。

２　見舞金の給付

お問い合わせ先　市役所１階　地域共生推進課
電話　0884-22-3440

火災により住居に損害を受けた方、またはそのご遺族に対し、見舞金を給付します。

消防署からの被災情報により、地域共生推進課から火災に遭われた方にご連絡のうえ給付しますので、申請等の手続きは不要です。

１　給付対象者

阿南市に住民票があり、市内の居住用住居が火災に遭われた世帯の方またはそのご遺族。

２　見舞金の額

（1）全焼　　１世帯につき　１０万円
（2）半焼　　１世帯につき　　５万円
（3）死亡　　１人につき　　２０万円

３　被害の判定

消防署の調査により決定します。

３　生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金）

お問い合わせ先 ひまわり会館１階 阿南市社会福祉協議会
電話 0884-23-7288

火災等被災によって生活費が必要となった方に対し、一時的な生活資金を貸し付ける制度です。

１　申請窓口

阿南市社会福祉協議会

住所：阿南市富岡町北通３３番地１

電話：0884-23-7288

※ 詳細については、阿南市社会福祉協議会までお問い合わせください。

２　申請できる方

低所得世帯であって、その世帯の生計中心者となる方

※世帯の考え方

住民票上では世帯分離を行っていても、同一家屋で同居し生計を一にしている場合については、実態上、同一世帯として判断します。

３　必要書類等

(1) 官公署発行のり災証明書

(2) 社会福祉協議会が指定する書類（申請書、住民票、所得証明書など）

４　生活福祉資金貸付制度（福祉資金）

お問い合わせ先　ひまわり会館１階 阿南市社会福祉協議会
電話　0884-23-7288

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象とならない小規模な災害及び火災等自然災害以外の場合において、臨時に必要となる資金を貸し付ける制度です。

１　申請窓口

阿南市社会福祉協議会

住所：阿南市富岡町北通３３番地１

電話：0884-23-7288

※ 詳細については、阿南市社会福祉協議会までお問い合わせください。

２　申請できる方

低所得世帯であって、その世帯の生計中心者となる方

※世帯の考え方

住民票上では世帯分離を行っていても、同一家屋で同居し生計を一にしている場合については、実態上、同一世帯として判断します。

３　必要書類等

(1) 官公署発行のり災証明書

(2) 業者の見積書（住宅の復旧、家財購入の場合など）

(3) 社会福祉協議会が指定する書類（申請書、住民票、所得証明書など）

５　共同募金緊急配分金制度

お問い合わせ先 徳島県共同募金会阿南市共同募金委員会
（阿南市社会福祉協議会内）　　電話 0884-23-7288

火災等により、住家が全壊、全焼等した場合に、共同募金緊急配分金を交付する制度です。

１　申請窓口

徳島県共同募金会阿南市共同募金委員会（阿南市社会福祉協議会内）

住所：阿南市富岡町北通３３番地１

※ 詳細については、徳島県共同募金会阿南市共同募金委員会までお問い合わせください。

２　交付基準

自然災害及び火災により住家が全壊、全焼（自己放火による場合を除く）、流出及びこれに伴い死者または行方不明者があった場合。

３　基準額

(1) 被災により直ちに日常生活を営むことが困難な世帯に対しては、
１世帯当たり２万円以内

(2) 災害により死者または行方不明者があった場合は、
１名当たり３万円以内

４　配分金の申請

各地区の支会から、徳島県共同募金会阿南市共同募金委員会を通じて、徳島県共同募金会に申請します。

６ 就学援助の申請

お問い合わせ先 市役所５階　学校教育課
電話　0884-22-3390

火災で被害に遭われた市民の方で、小中学生のお子様がいらっしゃる場合、学用品費等が支給される就学援助制度が適用される場合があります。

１ 援助を受けることができる方

原則として、阿南市に住所を有する児童生徒の保護者で、阿南市教育委員会が交付を必要と認定した方。

２ 申請方法

お子様が通学している学校へ、就学援助申請書を提出してください。

※ 申請書は学校にあります。

３ 必要書類

必要に応じてり災証明書等の書類を提出していただきます。

詳しくは、学校教育課までお問い合わせください。

７ 住居に困ったときのご相談

お問い合わせ先　市役所５階　住宅課

電話　0884-22-3431

火災によって住宅を失うなどの被害にあい、すぐにでも住居が必要な方は、ご相談ください。

１ 手続き

個別に対応させていただいておりますので、まずは住宅課にご相談ください。

２ 問い合わせ先

阿南市役所５階 住宅課（電話 0884-22-3431）

８ 火災によるごみの処理手数料の減免

お問い合わせ先 エコパーク阿南　環境啓発センター
電話　0884-49-5820

火災に遭われた家庭から出る家財道具などを市のごみ処理施設に直接持ち込む場合、処理手数料が減免される場合があります。

１ 申請窓口

エコパーク阿南　環境啓発センター

住所：阿南市橘町小勝１番地５

電話：0884-49-5820

２ 申請に必要なもの

(1) り災証明書（阿南市消防署　発行）

(2) 印鑑

３ 申請の流れ

(1) 阿南市消防本部で「り災証明書」の発行を受ける。本冊子Ｐ１　参照
(2) 環境啓発センターに連絡し、処理を希望するごみの種類や量を伝える。
(3) 環境啓発センターで申請書に記入し、エコパーク阿南にごみを持ち込み、処理してもらう。

４ 注意事項

(1) 一度に持ち込める量は軽トラック１台（３５０ｋｇ）が目安となります。
(2) 産業廃棄物や家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、冷凍庫、冷蔵庫、洗濯機）は対象外です。

９ 市民税・県民税・森林環境税の減免

お問い合わせ先 市役所１階　税務課市民税係
電話　0884-22-1114

納税義務者の所有する住宅または家財が火災により被害を受けた時は、申請により市民税・県民税・森林環境税が減免される場合があります。

１　申請場所

阿南市役所１階 税務課

２　申請できる方

被災されたご本人及びその同一世帯員
※上記以外の方の申請の場合には、委任状（要押印）が必要となります。

３　必要書類等

(1) 申請者の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）
(2) 市県民税減免・森林環境税免除申請書（税務課にあります。）
(3) り災証明書
(4) 被害額がわかる書類（家財の場合）
(5) 保険金等の支払いがある場合は、その額が確認できる証明書等

※ 火災により必要書類等が揃わない場合は、事前にご相談ください。

10 固定資産税の減免

お問い合わせ先　市役所１階　税務課固定資産税第二係
電話　0884-22-1114

火災減免は、所有している固定資産（家屋及び償却資産）が火災により損害を受けた場合、申請によりその損害規模に応じて固定資産税の減免を行うものです。

１　申請場所

阿南市役所１階 税務課

２　申請できる方

固定資産の所有者（納税義務者）あるいは納税管理人・相続人代表

※ 上記以外の方の申請の場合には、委任状（要押印）が必要となります。

３　減免範囲

(1) 全焼･･･ 全額免除（未到来納期分について）

(2) 火災による損害規模により軽減割合が変わります。

･･･１０分の８～１０分の４軽減（未到来納期分について）

※納期限終了後の火災の場合は税務課に相談してください。

４　必要書類等

(1) 申請者の身分証明書（運転免許証・マイナンバーカード等）

(2) 固定資産税減免申請書（税務課にあります。）

※ 火災により必要書類等が揃わない場合は、事前にご相談ください。

11 国民健康保険税の減免

お問い合わせ先 市役所１階　税務課諸税係
電話　0884-22-1114

居住している住宅または家財が火災に遭われた国民健康保険加入者は、申請により国民健康保険税が減免される場合があります。

１ 申請場所

阿南市役所１階 税務課

２ 申請できる方

災害により市民税を減免された国民健康保険税の納税義務者

※ 上記以外の方の申請の場合には、委任状（要押印）が必要となります。

３ 必要書類等

(1) 申請者の身分証明書（運転免許証・マイナンバーカード等）

(2) 災害による国民健康保険税の減免申請書（税務課にあります。）

※ 火災により必要書類等が揃わない場合は、事前にご相談ください。

12 国民健康保険資格確認書
国民健康保険資格情報のお知らせ
特定疾病療養受療証
限度額適用・標準負担額減額認定証などの再発行
一部負担金減免

お問い合わせ先 市役所１階　保険年金課
電話　0884-22-1118

火災により国民健康保険の上記各証を紛失した場合は、再発行します。

１ 申請場所（阿南市役所１階 保険年金課）

（1）国民健康保険資格確認書・国民健康保険資格情報のお知らせ

（2）特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証など

※ 各支所・住民センターでも申請できます。

２ 申請できる方

紛失したご本人及びその同一世帯員

※ 別世帯の方が申請される場合は、紛失したご本人またはその同一世帯員からの再交付申請に関する委任状が必要です。

３ 必要書類等

申請者の本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等）

※ 火災で本人確認書類が焼失した場合は、事前にご相談ください。

４ 一部負担金減免（阿南市役所１階　保険年金課）

火災などの特別な理由により、医療費の負担が困難となった世帯に対し、一部負担金（病院での窓口負担）の減免ができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

13 国民年金保険料の免除（特例申請）

お問い合わせ先　市役所１階　保険年金課
電話　0884-22-1118

国民年金被保険者が、火災などにより被保険者の所有する住宅、家財その他の財産につき、被害金額がその価額の概ね２分の１以上の損害を受けたときは、申請により国民年金保険料が免除になることがあります。

なお、手続き内容によっては、年金事務所をご案内する場合があります。

１ 申請場所　(1)（2）のいずれか

(1) 阿南市役所１階 保険年金課

※ 損害発生後に引っ越しされた場合は、申請時点で住民票を置いている市区町村が申請窓口になります。

(2) 日本年金機構（年金事務所）

徳島南年金事務所 徳島市山城西４丁目４５番地 電話 088-652-1511（自動音声②→②）

２ 申請できる方

(1) ご本人

(2) ご本人以外の方 ※原則として委任状が必要です。

３ 申請に必要なもの

(1) 本人確認ができるもの

※ 災害により本人確認書類が手元にない場合は事前にご相談ください。

(2) 国民年金保険料免除･納付猶予申請書または国民年金保険料学生納付猶予特例申請書

(3) 国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届

(4) り災証明書の写し

(5) 保険給付等がある場合は、保険金・損害賠償金等が確認できる証明書（写）

(6) 基礎年金番号が分かるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書など）

(7) 学生の場合は、在学期間が分かる学生証（写）または在学証明書

※ 代理人が申請（相談）する場合は、(1) を除く上記に加えて

(8) 委任状

(9) 代理人の本人確認ができるもの

14 後期高齢者医療制度の資格確認書等の再発行
後期高齢者医療保険料の減免・猶予
一部負担金の減免

お問い合わせ先　市役所１階 保険年金課
電話 0884-22-8064

1 後期高齢者医療制度の資格確認書等の再発行

火災等によって後期高齢者医療制度の資格確認書等が焼失してしまった場合は、申請により再発行できます。

【必要書類等】

(1) 窓口に来る人の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）

※ 火災で本人確認書類が焼失した場合は、事前にご相談ください。

(2) 代理人の申請の場合は、委任状（要押印）が必要です。

2 後期高齢者医療保険料の減免・猶予および一部負担金の減免

火災により住宅・家財等の財産に著しい損害を受けた場合、後期高齢者医療保険料の減免・猶予や、一部負担金（病院での窓口負担）の減免ができる場合があります。なお、適用には一定の要件がありますので、詳しくは、保険年金課にお問い合わせください。

また、申請にあたっては、り災証明書の提出が必要です。

15 介護保険料・利用者負担額の減免

お問い合わせ先 市役所１階 介護保険課資格・事業者係

電話 0884-22-1793

火災（災害を含む）により住宅、家財等の財産に著しい損害があった場合は、介護保険料・利用者負担額が減免されることがあります。詳しくは、介護保険課にお問い合わせください。

16　障害者手当特例措置

お問い合わせ先　市役所１階　地域共生推進課

電話　0884-22-3440

災害等により被害を受けた場合、特別障害者手当、障害児福祉手当及び特別児童扶養手当の特例措置を実施する制度があります。

１　申請場所

阿南市役所１階 地域共生推進課

※ 申請される場合は、事前にお問い合わせください。

２　申請できる方

次のいずれにも該当する方が特例措置の対象となります。

(1) 各手当の受給資格者、配偶者または扶養義務者（同居の直系親族）であり、所得制限により各手当の支給が停止されている方

(2) 住宅または家財等の財産について、被害額がおおむね２分の１以上（保険金、損害賠償等により補填された額を除く）の損害を受けた方

※ 被災された年の所得額が所得制限限度額以上であった場合、特例措置により支給された手当は全額返還となりますのでご注意ください。

３　必要書類等

(1) 提出者及び被災した受給者のマイナンバーカード

(2) 被災状況書

(3) り災証明書

17 母子父子寡婦福祉資金貸付

お問い合わせ先　市役所２階　こども支援課
電話　0884-22-1677

母子・父子・寡婦世帯で被災された方が受けることができる制度があります。

１ 受けることができる制度

(1) 貸付を受けた方が、被災により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には、償還の支払いを猶予することができる場合があります。

(2) 住宅に被害を受けた方が、被災後１年以内に住宅資金、事業開始及び事業継続資金の貸付を受ける場合には、据置期間を延長することができる場合があります。

(3) 子を扶養していない寡婦の方が、被災により生活の状態が著しく窮迫していると認められる場合には、貸付に係る所得制限の適用の対象外とすることができる場合があります。

２ 申請できる方

母子、父子又は寡婦世帯で被災された方（借受人）

３ 申請場所

こども支援課 阿南市役所 2 階
電話：0884-22-1677
※ 申請される場合は、事前にお問い合わせください。

４ 必要書類

り災証明書（写し可）、その他必要書類

５ 決定機関

徳島県

18　児童扶養手当特例措置

お問い合わせ先　市役所２階　こども支援課
電話　0884-22-1677

災害等により被害を受けた場合、児童扶養手当の特例措置を実施する制度があります。

１　申請場所

阿南市役所２階 こども支援課

※ 申請される場合は、事前にお問い合わせください。

２　申請できる方

次のいずれにも該当する方が特例措置の対象となります。

(1)　児童扶養手当の受給者又は扶養義務者（同居の直系親族）で、所得制限により児童扶養手当の支給が停止されている方

(2)　住宅又は家財等の財産について、被害額が概ね２分の１以上（保険金、損害賠償等により補填された額を除く。）の損害を受けた方

※ 被災された年の所得額が所得制限限度額以上であった場合、特例措置により支給された手当は全額返還となりますので、ご注意ください。

３　必要書類等

(1) 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）
※ 火災で本人確認書類が焼失した場合は、事前にご相談ください。

(2) 被災状況書

(3) り災証明書

19　マイナンバーカードの再交付

お問い合わせ先　市役所１階 市民生活課
電話 0884-22-1116

マイナンバーカードが焼失や、汚損・破損してしまった場合、再発行の申請が可能ですので、お手続きをお願いいたします。

１ 申請受付場所

阿南市役所１階　市民生活課

２　注意事項

申請してから受け取りまで１カ月程度かかります。

３　カードの再申請をする際に必要な書類

顔写真(縦 4.5 センチ×横 3.5 センチ）※

※　阿南市役所で行っている顔写真の無料撮影をご利用になる場合、顔写真は不要です。詳しくはお問い合わせください。

４　カードを受け取る際に必要な書類

(1) 本人確認書類

(2) り災証明書

(3) 再交付手数料 1000 円 （電子証明書を搭載しない場合は 800 円）※

※ 再発行の事由が本人の責によらない場合、再発行手数料が無料となる場合がございます。詳しくはお問い合わせください。

詳しくは、次の URL を参照してください。
https://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2021042200034/

20　印鑑登録（焼失・紛失時における印鑑の再登録）

お問い合わせ先　市役所１階 市民生活課
電話 0884-22-1116

印鑑登録証や実印を焼失もしくは紛失した場合、印鑑登録亡失届・廃止申請書を提出してください。その後、登録する印鑑と顔写真付きの本人確認書類を持参すれば、印鑑の再登録ができます。

１ 受付場所

(1) 阿南市役所　市民生活課

(2) 各支所及び各住民センター

２ 注意事項：次の場合、印鑑登録に日数がかかります。

(1) 顔写真付きの本人確認書類を持参できない場合

(2) ご本人が窓口に来られず代理人による再登録の手続きをする場合

３ 必要書類等

(1) 登録する印鑑

(2) 顔写真付きの本人確認書類

(3) 代理人申請の場合は、お問い合わせください。代理人は本人の登録する印鑑をお持ちになり申請してください。照会書兼回答書を郵送で本人宛に送りますので登録する印鑑と合わせてお持ち頂く必要があります。

※ 登録手数料は必要ありませんが、同時に印鑑登録証明書を請求する場合は別途手数料が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

21　こどもの医療費受給者証の再発行

お問い合わせ先 市役所１階　保険年金課
電話　0884-22-1118

災害等により、こどもの医療費受給者証が焼失・破損等した場合、再発行します。

１　申請場所

阿南市役所１階 保険年金課

２　手数料

無料

３　必要書類等

申請者の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）

※ 火災で本人確認書類が焼失した場合は、事前にご相談ください。

22 国民年金保険料の納付書
年金証書や基礎年金番号通知書などの再交付

お問い合わせ先 市役所１階　保険年金課
電話　0884-22-1118

火災などにより国民年金保険料の納付書、年金証書や基礎年金番号通知書等を紛失した場合に再交付を受ける事ができます。申請後、日本年金機構から送付します。

なお、手続き内容によっては、年金事務所をご案内する場合があります。

１ 申請（相談）場所 (1)、(2)のいずれか

(1) 阿南市役所１階　保険年金課

(2) 日本年金機構（年金事務所）
徳島南年金事務所 徳島市山城西４丁目４５番地 電話 088-652-1511※
※被保険者は自動音声②→②、受給者は自動音声①→②

２ 申請（相談）できる方

(1) ご本人

(2) ご本人以外の方 ※原則として委任状が必要です。

３ 申請（相談）に必要なもの

(1) 本人が申請する場合

本人確認ができるもの
※ 災害により本人確認書類が手元にない場合は事前にご相談ください。

(2) 代理人が申請（相談）する場合

ア　委任状

イ　代理人の本人確認ができるもの

23 災害等により年金関係の郵便物が届かないとき 年金受給者である家族が亡くなられたとき 年金受取銀行口座等を変更するとき 年金・給付金受給者等の支給停止を解除するときなどのご相談

お問い合わせ先 市役所１階　保険年金課
電話　0884-22-1118

家屋の焼失などにより郵便物が届かないとき（現況届、生計維持確認届、年金請求書等)、年金受給者である家族が亡くなられたとき、年金受取銀行口座等を変更するときなどの手続きについてもご相談いただけます。

なお、相談内容によっては、年金事務所をご案内する場合があります。
また、年金・給付金受給者等で支給停止になっている方は、解除になる場合がありますので年金事務所にお問い合わせください。

１ 相談場所 (1)、(2)のいずれか

(1) 阿南市役所１階 保険年金課

(2) 日本年金機構（年金事務所）

徳島南年金事務所 徳島市山城西４丁目４５番地 電話 088-652-1511（自動音声①→②）

２ 相談できる方

(1) ご本人

(2) ご本人以外の方 ※原則として委任状が必要です。

３ 相談に必要なもの

(1) 本人が相談する場合

本人確認ができるもの

※災害により本人確認書類が手元にない場合は事前にご相談ください。

(2) 代理人が相談する場合

ア　委任状

イ　代理人の本人確認ができるもの

24 市立図書館の貸出資料弁償免除

お問い合わせ先 那賀川図書館　電話 0884-42-3111

火災により阿南市立図書館の貸出資料（図書、雑誌、視聴覚資料等）を焼失した場合、弁償が免除されることがあります。

詳しくは、那賀川図書館にお問い合わせください。

1 申請場所

那賀川図書館

住所：阿南市那賀川町苅屋３０８番地１

電話：0884-42-3111

※ 申請される場合は、事前にお問い合わせください。

2 申請できる方

(1) 被災されたご本人（資料の貸出を受けた方）

(2) 被災されたご本人の家族等

※ 申請時に貸出を受けた方の利用状況を確認させていただきます。
貸出者ご本人の利用者カード又は貸出者本人の確認ができるものをご持参ください。

3 必要書類等

(1) 図書館資料弁償免除申請書（図書館来館時に記入していただきます。）

(2) 公的機関が発行するり災証明書等の写し

25　様々な相談

お問い合わせ先　市役所１階　市民生活課
電話　0884-22-1116

市内在住の方などを対象に、さまざまなお悩みや疑問にお答えする無料の相談窓口があります。

詳しくは、次のURLの広報あなん相談ページを参照してください。

https://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2010081600011/

26　その他の連絡先

1　火災保険

窓口：ご契約保険会社に連絡してください。

2　赤十字見舞金等

日本赤十字社徳島県支部では、火災に遭われた方に見舞金等を支給する制度があります。

詳しくは、日本赤十字社徳島県支部阿南市地区（阿南市役所地域共生推進課）へお問い合わせください。電話：０８８４－２２－３４４０

3　電気事業者

四国電力 徳島支店 阿南営業所
阿南市富岡町滝の下 2-1
電話：０１２０－１６１－２２０（フリーダイヤル）
受付時間：月曜日～金曜日 ９：００～１７：００

4　電話事業者

NTT 西日本 お問い合わせ
【固定電話】 １１３
【携帯電話】 ０１２０－４４４－１１３
受付時間：２４時間受付

5　ガス事業者

ご契約ガス供給業者に連絡してください。

6　郵便局

お問い合わせ先　阿南郵便局
徳島県阿南市富岡町滝の下4ー2
電話:０５７０－９４３－９０９
※ お問い合わせ内容により、受付時間が異なる場合があります。

７ 預金通帳が焼失した場合

窓口：お取引のある金融機関に連絡してください。

８ パスポートが焼失した場合

窓口：徳島県パスポートセンター
（徳島市寺島本町西１丁目６１ 徳島駅クレメントプラザ６階）
電話：０８８－６５６－３５５４

９ 運転免許証及びマイナ免許証が焼失した場合（再交付手続き）

窓口：徳島県運転免許センター
（板野郡松茂町満穂字満穂開拓１－１）
電話：０８８－６９９－０１１０

１０自動車等が焼損した場合

⑴ 原動機付自転車など
窓口：阿南市役所１階 税務課諸税係
電話：０８８４－２２－１１１４

⑵ 軽自動車など
窓口：徳島県軽自動車協会
電話：０８８－６４１－２０１０

⑶ 普通自動車・二輪車など
窓口：徳島運輸支局
電話：０５０－５５４０－２０７４

１１ 所得税の確定申告（雑損控除）

相談センター：０５７０-００-５９０１（ナビダイヤル）
窓口：阿南税務署
電話：０８８４－２２－０４１４（自動音声で案内します）

１２ 県営住宅への入居

窓口：徳島県住宅供給公社
（徳島市川内町平石住吉２０９－５）
電話：０８８－６６６－３１２５

阿南市消防署
住　所：阿南市辰己町１番地３３
電　話：０８８４－２２－３８４７
ＦＡＸ：０８８４－２２－１１９０
メール：anan119@giga.ocn.ne.jp